

「(仮称)吹田市文化振興基本条例」策定に向けた取組

市民文化部文化のまちづくり室

1. 「(仮称)文化振興基本条例」 制定理由

平成13年12月施行の「文化芸術振興基本法」において、文化芸術の振興についての地方公共団体の責務と施策が定められました。

本市でも、「第3次総合計画(案)」、「文化振興ビジョン」や「みんなで創る！歴史と文化のまちづくり」の中での施策や取組をより実効性のあるものとしていくため、文化振興施策推進の基軸となる条例を制定し、「基本理念」、「市民、事業者、市の役割」及び「基本的な施策」を明確にするものです。

地方公共団体の責務とは

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こと。

地方公共団体の施策とは

「地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。」こと。

2. 取組

(1) (仮称)吹田市文化振興基本条例庁内検討会議

根拠：(仮称)吹田市文化振興基本条例庁内検討会議設置要領(平成15年11月14日施行)に基づく

構成委員：10名(課長級 全庁的に構成)

開催回数：11回

文化振興講演会の開催：講師 大内祥子氏(能勢町 浄るりシアター館長)

成果：「(仮称)吹田市文化振興基本条例策定の概要」をまとめる。

(2) (仮称)吹田市文化振興基本条例専門検討委員会

根拠：(仮称)吹田市文化振興基本条例専門検討委員会設置要領(平成16年9月1日施行)に基づく

構成委員：11名(文化専門家2人、学識経験者5人、公募市民2人、市民文化部長、社会教育部長)

開催回数：8回予定

今までの経過

第1回～第6回

条例に盛り込むべき事項の検討。

第7回(平成17年7月5日)

条例に盛り込むべき事項のまとめの検討。**別添資料 参照**
現在、検討会議の意見を受け別添資料 を一部修正するとともに、中間報告(案)を策定中。

3. 今後の予定

中間報告書(案)を文化行政推進会議(市長・助役・全部長等で構成)に付議

パブリックコメント(平成17年10月1日~31日)の実施

講演会及びシンポジウム(パブリックコメント中)の開催

第8回専門検討委員会(最終。平成17年11月22日開催)

市民意見について協議、報告書確定

平成18年3月定例市議会 提案

4. 全国の制定状況

<都道府県> 東京都・熊本県・北海道・富山県・鳥取県・福島県・大分県・宮城県 徳島県・大阪府

<政令都市> 大阪市・(検討中:京都市)

<市区町> 釧路市・秋田市・津市・安土町・横須賀市・江戸川区・矢吹町
出雲市・土別市・苫小牧市・四日市市・目黒区・春日井市
気仙沼市・飯塚市・牛久市・松本市・千代田区・丸亀市
つくば市・立川市・様似町・杷木町 等